

大分大学理工学部の研究助成に係る審査細則

令和元年5月7日制定

令和元年理工学部細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部規程（平成29年理工学部規程第1号）第23条の規定により、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）の研究助成に係る審査に関し必要な事項を定める。

(審査事項)

第2条 学部長は、本学部の職員、学生等（以下「職員等」という。）が行う競争的資金獲得の申請及び外部からの研究費の受入れ等による研究（以下「研究等」という。）が、人類の平和及び福祉への寄与並びに社会への貢献に関し、技術的及び倫理的に適切かどうかについて審査する。

(審査の申請)

第3条 職員等は、研究等を行おうとする場合は別に定める審査申請書により学部長に審査を申請するものとする。

(審査の付託)

第4条 学部長は、前条により受け付けた申請であって、必要と認めるものについて、第7条に規定する委員会に審査を付託するものとする。

(学部長による審査の判定)

第5条 学部長は、第3条の申請があった場合は、次の各号のいずれかにより審査を判定の上、当該研究等の実施の可否を決定する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認

(学部長による審査結果の通知)

第6条 学部長は、当該研究等の実施の可否の結果について、別に定める審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(委員会)

第7条 第4条により学部長が委員会に審査を付託した場合において、第2条に規定する事項を審査するため、本学部到大分大学理工学部研究助成に係る審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学科長
- (2) 研究委員長
- (3) 教授会の構成員2人
- (4) 関連分野の学外有識者 若干人
- (5) その他学部長が必要と認める審査に係る専門的知識を有する者

2 前条第1項第3号から第5号までに規定する委員の任期は、学部長がその都度定める。

(委員の選出及び任期)

第9条 委員の選出は、審査の申請があった場合において、その事案ごとに行う。

2 前条第1項第3号から第5号までに規定する委員の任期は、学部長がその都度定める。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、第8条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(委員会による審査)

第12条 委員会は、第4条の学部長による付託があった場合は、その内容について審査するものとする。

2 委員会は、必要があると認める場合は、研究等の申請者から意見を聞くことができる。

3 委員は、審査において知り得た研究等の内容、審査過程及び判定結果を他に漏らしてはならない。

(委員会による審査の判定)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかにより審査を判定の上、当該研究等の実施の可否を決定する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認

2 前項各号の判定は、出席した委員全員の合意により行うものとする。

(委員会による審査結果の報告及び通知)

第14条 委員長は、審査終了後、速やかにその判定結果を、別に定める審査結果報告書により学部長に報告するものとする。

2 学部長は、前項の報告を基に当該研究等の実施の可否を決定し、その結果について、別に定める審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(再審査)

第15条 申請者は、審査の結果に異議がある場合は、前条第2項の審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して7日以内に、学部長に再審査を申請することができる。

2 再審査の申請を行う場合は、異議の根拠となる資料を添付の上、別に定める再審査申請書を学部長に提出しなければならない。

3 再審査の手続等については、審査の規定を準用する。

(資料の保存)

第16条 学部長及び委員会による審査経過及び判定結果は、5年間保存する。

(審査内容の変更)

第17条 学部長は、審査により承認又は条件付承認と判定された研究等の実施中又は実施後に、審査を受けた内容に変更が発生したと認める場合は、速やかに再度の審査を行い、又は審査を委員会に付託する。

(事務)

第18条 委員会に関する事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、研究助成に係る審査に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、令和元年5月7日から施行する。

附 則 (令和5年理工学部細則第13号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年理工学部細則第4号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。